

令和4年度

65歳からの

介護保険料

介護保険は助け合いの精神に基づく制度です。
あなたの保険料は介護が必要な人を支え、みんなの保険料は
万一介護が必要になったときのあなたを支えます。



健康福祉部 長寿・介護保険課

電話 072-841-1221(代表)

直通 072-841-1460

FAX 072-844-0315

枚方市

介護保険とは

急速な高齢化が進行する中、高齢期の過ごし方や介護に対する考え方は多様化しており、趣味や教養・就労など、さまざまな取り組みを通じていきいきと暮らしている高齢者は増えています。

しかし、高齢になるにつれて心身の状況の悪化による生活機能の低下など、暮らしや健康に不安を抱える人が増えていることも事実です。

介護保険制度本来の理念は、「健康寿命の延伸」「自立支援につながる介護予防」であり、「高齢者が尊厳をもって暮らすこと」ができる社会を実現することにあります。

介護保険制度は、40歳以上の方の保険料と公費（税金）で運営されています。介護サービス利用の増加に伴う給付費の増大の中、介護保険制度の安定した運営のため、一人ひとりの保険料が介護保険制度を支えています。

介護保険の被保険者



第1号被保険者 (65歳以上の人)



原因を問わず、入浴、排せつ、食事、身支度など日常生活を送るために介護や支援が必要になれば、いつでも介護保険の認定申請ができます。



第2号被保険者 (40歳から64歳までの人)



初老期の認知症、脳血管疾患など老化に伴う特定疾病によって、日常生活を送るために介護や支援が必要になれば、介護保険の認定申請ができます。

※介護保険は任意加入ではないため、加入のための手続きは不要です。

介護保険料は、被保険者一人ひとりの前年（令和3年1月～12月）中の所得金額や賦課期日（令和4年4月1日又は資格取得日）の世帯状況によって次頁の15段階に分かれています。「基準月額」は、枚方市の介護サービスに要する費用等に応じて算出され、3年ごとに見直しを行います。

令和4年度 枚方市の65歳からの介護保険料

も < じ

- 1 保険料段階区分と段階別年間保険料額…………… 1 ページ
- 2 保険料の減免…………… 3 ページ
- 3 保険料の納付方法…………… 6 ページ
- 4 5月以降に65歳になった人や転入した人…………… 9 ページ
- 5 保険料を納めずにいると…………… 10ページ
- 6 第8期介護保険事業運営期間の介護保険料…………… 13ページ
- 7 介護保険で利用できるサービス…………… 15ページ

1

令和4年度 保険料段階区分と段階別年間保険料額

◆令和4年度 段階別年間保険料額◆

基準月額 5,902円

介護保険料段階の判定における合計所得金額について

段階区分	判定基準	段階割合	年間保険料額
第1段階	生活保護受給 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+前年中の公的年金(※)収入額が80万円以下	0.30	21,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+前年中の公的年金(※)収入額が120万円以下	0.45	31,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当しない	0.70	49,600円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年中の合計所得金額+前年中の公的年金(※)収入額が80万円以下	0.90	63,700円
第5段階 (基準)	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、第4段階に該当しない	1.00	70,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が100万円未満	1.15	81,400円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が100万円以上120万円未満	1.20	85,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	88,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	106,200円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.55	109,800円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.75	123,900円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.85	131,000円
第13段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が800万円以上1000万円未満	2.10	148,700円
第14段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満	2.30	162,900円
第15段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が1500万円以上	2.50	177,100円

- ① 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得のいずれかにかかる特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から控除します(控除後の額が0円を下回る場合、合計所得金額を0円とします)。
- ② 第1～5段階(市民税非課税の人)の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入にかかる所得金額を合計所得金額から控除するものとし、給与所得(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による給与所得控除の適用前の額)から10万円を控除した額(控除後の給与所得が0円を下回る場合、給与所得は0円)を給与所得として算定します。
- ③ 第6～15段階(市民税課税の人)の判定に用いる合計所得金額は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による給与所得控除適用後の額)から10万円を控除した額(控除後の給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計が0円を下回る場合、当該所得の合計は0円とします)を給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額として算定します。

※遺族年金・障害年金などの非課税年金は収入額に含みません。

年度の途中で枚方市の第1号被保険者になられた方(65歳になられた方や、転入された方)は、月割で保険料を算定します。月数別の保険料額は以下の表のとおりです。

賦課の期間や納付の方法などは、9ページの「**4** 5月以降に65歳になった人や転入した人」をご覧ください。

月数別保険料額										
										(単位:円)
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1,700	3,500	5,300	7,000	8,800	10,600	12,300	14,100	15,900	17,600	19,400
2,600	5,300	7,900	10,600	13,200	15,900	18,600	21,200	23,900	26,500	29,200
4,100	8,200	12,400	16,500	20,600	24,800	28,900	33,000	37,200	41,300	45,400
5,300	10,600	15,900	21,200	26,500	31,800	37,100	42,400	47,700	53,000	58,300
5,900	11,800	17,700	23,600	29,500	35,400	41,300	47,200	53,100	59,000	64,900
6,700	13,500	20,300	27,100	33,900	40,700	47,400	54,200	61,000	67,800	74,600
7,000	14,100	21,200	28,300	35,400	42,500	49,500	56,600	63,700	70,800	77,900
7,300	14,700	22,100	29,500	36,800	44,200	51,600	59,000	66,300	73,700	81,100
8,800	17,700	26,500	35,400	44,200	53,100	61,900	70,800	79,600	88,500	97,300
9,100	18,300	27,400	36,600	45,700	54,900	64,000	73,200	82,300	91,500	100,600
10,300	20,600	30,900	41,300	51,600	61,900	72,200	82,600	92,900	103,200	113,500
10,900	21,800	32,700	43,600	54,500	65,500	76,400	87,300	98,200	109,100	120,000
12,300	24,700	37,100	49,500	61,900	74,300	86,700	99,100	111,500	123,900	136,300
13,500	27,100	40,700	54,300	67,800	81,400	95,000	108,600	122,100	135,700	149,300
14,700	29,500	44,200	59,000	73,700	88,500	103,300	118,000	132,800	147,500	162,300



2 保険料の減免

次の場合で保険料の支払いが困難と認められるときは、申請により介護保険料の減免ができることがあります。

減免の対象は、納期限を過ぎていない介護保険料です。

(1) 災害により、自己の居住する住宅・家財に著しい損害を受けたとき

- ①現に居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼・床上浸水
又は家財が3割以上の損害
- ②世帯の合計所得金額の合計が1,000万円以下
- ③保険料の支払が困難

①～③すべてに該当

<減免の額>

申請日以降に納期が到来する保険料のうち、10納期の保険料

損害の程度が全壊・大規模半壊・全焼 ⇒ 全額免除

損害の程度が半壊・半焼・床上浸水 ⇒ 半額減免

(2) 主たる生計維持者の死亡・長期入院等により、その者の収入が著しく減少したとき

- ①主たる生計維持者の死亡・重大な障害・2か月以上の入院
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下
- ③次年度には保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払が困難

①～④すべてに該当

<減免の額>

減免前の保険料と、申請日の属する月以降を主たる生計維持者の合計所得金額の見込額による算定基準を適用して算定した保険料との差額

(3) 主たる生計維持者の収入が、事業の休廃止・損失・失業等により、著しく減少したとき

- ①主たる生計維持者の失業・事業の休廃止・事業における著しい損失等（定年退職、自己破産、主たる生計維持者が別世帯の場合は対象外）
- ②主たる生計維持者の合計所得金額の見込額が前年の2分の1以下
- ③次年度には保険料の段階区分の変更を伴うもの
- ④保険料の支払が困難

①～④すべてに該当

<減免の額>

減免前の保険料と、申請日の属する月以降を主たる生計維持者の合計所得金額の見込額による算定基準を適用して算定した保険料との差額

【減免の申請に必要なもの】

事実を証明できる書類

- * 災害の場合は、り災証明書
- * 入院の場合は、入院証明書・診断書など
- * 失業の場合は、離職証明書・退職証明書など
- * 事業の休廃止の場合は、休業届や廃業届など



(2) (3) については、令和4年1月から令和4年12月(※)までの収入見込み額を記載した書類

- * 給与の支払明細など

※令和5年1月以降に申請される場合は、令和5年1月から12月までの収入見込み額を記載した書類が必要となります。

介護保険の給付を受けている人については、減免の内容と同じ要件で利用料の減免があります。

(特別軽減)

枚方市では、災害等による減免のほかに、低所得者層のうち真に生活に困っている方を対象として、介護保険料の軽減を行っています。

軽減の対象は、納期限を過ぎていない介護保険料です。

次の**4つの条件すべて**に当てはまる場合

- ①保険料が**第2段階又は第3段階**であること。
- ②世帯の前年(令和3年1月～令和3年12月)中の**年間収入が150万円**
(2人以上の場合は、2人目以降1人につき50万円を加算した額)以下であること。
- ③市民税課税者に**扶養されていない**こと。
- ④資産を活用しても、生活が困窮している状態にあること(居住用以外に活用できる土地・家屋がなく、**預貯金が350万円以下**など)。

※「扶養」とは、医療保険法上又は税法上の扶養をいいます。

※「収入」とは、市民税課税対象となる収入はもちろん、障害年金、遺族年金等の非課税年金などの税法上の非課税所得にかかる収入、仕送り、さらに生活保護の要否判断において収入認定しない収入(公害健康被害補償等)も含め、その者に帰属するあらゆる収入をいいます。

特別軽減の申請に必要なもの

- 「介護保険料決定通知書」又は「介護保険料納付通知書」
- 印鑑(認め印)
- 医療保険証
- 預貯金通帳(お持ちの方はすべて提示してください)
- 年金振込通知書(遺族年金、障害年金等も含め提示してください)
- 所得税の確定申告書(申告している方は提示してください)
- 固定資産税納付通知書(土地・家屋をお持ちの方は提示してください)

<軽減される額>

普通徴収の場合

軽減申請日以降に納期限が到来する保険料の額の範囲内において、軽減前の保険料と第1段階の保険料との差額。

特別徴収の場合

申請日の属する月から納付方法を普通徴収に切り替えたものとみなして、軽減申請日以降に納期限が到来する保険料の額の範囲内において、軽減前の保険料と第1段階の保険料との差額。

※資力の回復など事情が変化した場合や、虚偽の申請、不正な手段等により減免の承認を受けたと認められるときは、減免の承認を取り消すことがあります。

3 保険料の納付方法

65歳以上の方の介護保険料の納付方法には、**【普通徴収】**と**【特別徴収】**の2つの方法があります。

※この2つの納付方法（普通徴収と特別徴収）については、法で規定されているため、納付方法を選択することはできません。

【普通徴収】

保険料を納付通知書又は口座振替で納付していただきます。

<対象となる人>

- 年金を受給されていない方
- 公的年金の年間受給額が18万円未満の方
- 年度途中で保険料が変更になった方
- 令和4年4月2日以降に転入され、又は65歳になられたことにより、枚方市の第1号被保険者になられた方

<納付方法>

毎年6月に保険料額を決定し、納付通知書を送付します。4月から翌年3月までの1年分を、6月から翌年3月までの毎月1期(1回)ずつ計10回に分けて、納付書もしくは口座振替(各月末に指定の口座より振替)で納付していただきます。

(注) 転入された方は転入月から、65歳になられた方は65歳に到達した月から月割で納付していただくこととなります。なお、法律上、年齢は誕生日の前日に1つ増えます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



【特別徴収】

保険料が年金から引き去りされます。

<対象となる人>

●年金保険者(日本年金機構や各種共済組合)から、65歳以上で公的年金(老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、遺族年金、障害年金等)を年間18万円以上受給している旨の通知が枚方市へあった方。

※ご自身での手続きは不要です。

<納付方法>

年金の支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回)にそれぞれ支給される年金から介護保険料が引き去りされます。

令和3年度			令和4年度									令和5年度							
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	6期		1期		2期		3期		4期		5期		6期		1期		2期		3期
			仮徴収						本徴収										

2月の特別徴収額と同額を引去り (令和3年度、令和4年度、令和5年度)

<仮徴収>

前年度の2月に特別徴収した額と同額が引き去りされます。
(各期の保険料額を調整するため同額とならない場合もあります。)

<本徴収>

その年度に決定された保険料額から、仮徴収分を差し引いた額が引き去りされます。
(保険料額は毎年6月に決定し通知します。)

※今年度から特別徴収が開始となった方は、徴収開始時期により年6回の引き去りとならない場合があります。(引き去り回数等の説明は次ページに記載)

なお、年度途中で特別徴収が開始となった方や、保険料に変更が生じた場合などは、**【特別徴収】**と**【普通徴収】**の両方法で納付していただくこともあります。

4月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額のおおむね6分の1となるように設定した保険料額が、各年金支給月の4・6・8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期		2期		3期		4期		5期		6期	
仮徴収						本徴収					

6月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額のおおむね5分の1となるように設定した保険料額が、各年金支給月の6・8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		2期		3期		4期		5期		6期	
仮徴収						本徴収					

※特別徴収5回で引き去り(通常6回)されますので、1回あたりの金額が高くなります。

8月から特別徴収となる人

前年度の年間保険料額のおおむね4分の1となるように設定した保険料額が、年金支給月の8月に引き去りされます。(仮徴収)

前年中の所得等により今年度の年間保険料額を決定し、前述の仮徴収合計額を差し引いた金額が10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(本徴収)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				3期		4期		5期		6期	
仮徴収					本徴収						

※特別徴収4回で引き去り(通常6回)されますので、1回あたりの金額が高くなります。

10月から特別徴収となる人

今年度の年間保険料額のおおむね半額となるように設定した保険料額を、6月から9月までに分けて、納付書もしくは口座振替(各月末に指定口座より振替)により納付していただきます。(普通徴収)

残りの保険料額は各年金支給月10・12・2月の3回に分けて引き去りされます。(特別徴収)

***普通徴収から特別徴収への移行に関して、ご自身での手続きは不要です。**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	4期		5期		6期	
普通徴収						特別徴収					

4 5月以降に65歳になった人や転入した人

【65歳になった人】

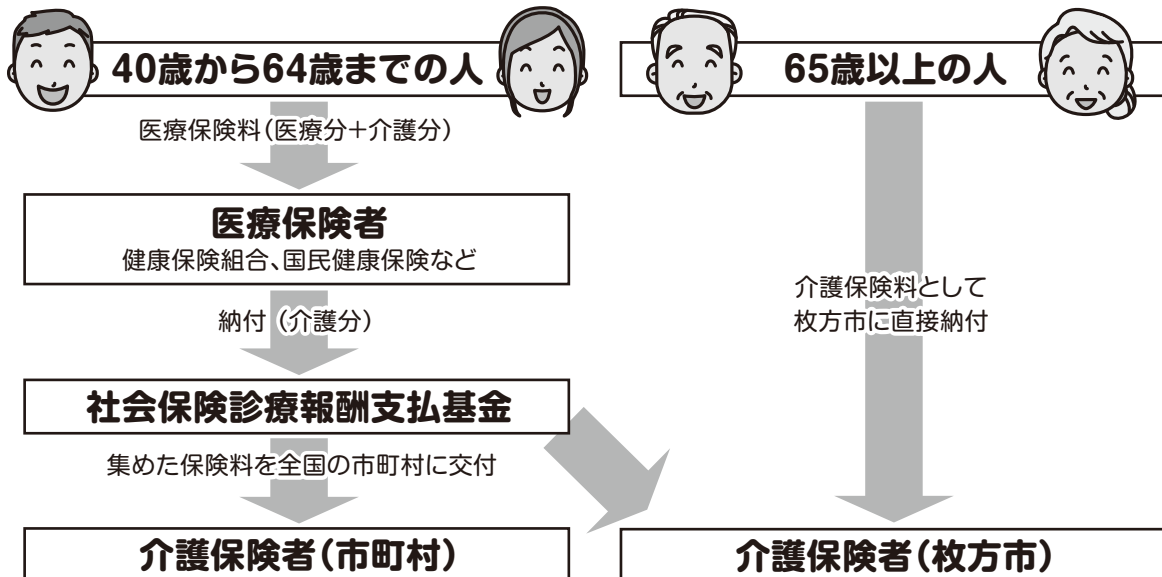
介護保険料は、『40歳から64歳まで』と『65歳から』とでは納付方法・算定基準が異なります。

65歳に到達した月(注) から、医療保険料とは別に介護保険料が賦課されます。

(注)法律上、年齢は誕生日の前日に1つ増えます。

40歳から64歳までの納付方法・算定基準

加入している医療保険(健康保険組合、国民健康保険など)に介護分も含めて医療保険料として納付していただきます。 ご自身の医療保険料に含まれている介護分の額・算定方法については、それぞれ加入されている医療保険者にお問い合わせください。



○納付の方法

65歳に到達した月の翌月に届く**納付通知書**により、銀行・コンビニなどの窓口で納付していただきます。

便利な口座振替による納付もできます。申込用紙は、銀行等の金融機関や長寿・介護保険課の窓口、納付通知書送付の際に同封しています。

【転入した人】

枚方市における介護保険料は、**転入された日の属する月の分**から賦課されます(前住所地の市区町村では、その前月分までの介護保険料がかかります)。

○納付の方法

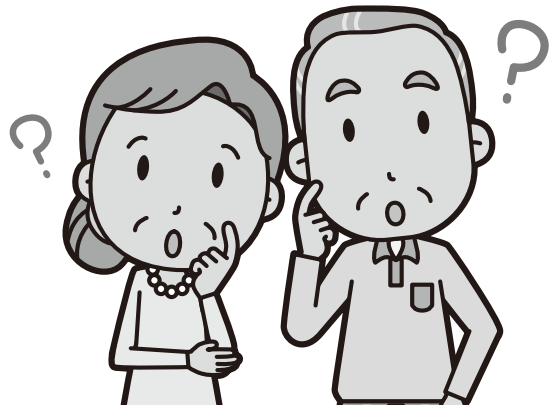
枚方市へ転入の届出をされた月の翌月に届く**納付通知書**により、銀行・コンビニなどの窓口で納付していただきます。

便利な口座振替による納付もできます。申込用紙は、銀行等の金融機関や長寿・介護保険課の窓口、納付通知書送付の際に同封しています。

5 保険料を納めずにいると

介護保険は、40歳以上の方に納付していただく介護保険料と公費負担（税金）を財源にして運営されています。保険料の未納が多いと、介護サービス費の支払いなどに影響を及ぼすこととなります。保険料の確実な収納が制度の安定的な運営を図る上で不可欠であるという観点から、介護保険制度では、災害等の特別な事情なく**一定期間の保険料を滞納**している被保険者に対し、**保険給付の制限**が設けられています。

保険給付の制限とは



1年以上滞納すると……

介護費用がいったん全額払いになります（償還払い）。

サービス利用時に介護費用の全額（10割）をサービス事業所にお支払いいただき、市役所へ申請後に保険給付分を市から本人に払い戻します。

1年6か月以上滞納すると……

介護費用の払い戻しが一時差し止めになります。

介護費用の払い戻し（保険給付分）が一時差し止めになり、その後、差し止め額は滞納保険料に充当されます。

2年以上滞納すると……

保険給付額が減額されます。

サービス利用時の利用者負担額が滞納期間に応じて3割又は4割になります。また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の支給を受けることができません。

滞納期間は過去10年までさかのぼります。

※介護保険料を**納付できる期間は2年間**です。

それ以降は徴収権が時効消滅するため、納付していただくことができません。

今、サービスを
利用していなくても、この先
介護が必要となるかもしれません。
そのようなときに安心して
サービスを利用できるよう、
保険料の納付にご理解・ご協力を
お願いします。



【参考】在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護 状態区分	支給限度額	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)	利用者負担額 (10割の場合)
要支援1	50,320円	5,032円	15,096円	50,320円
要支援2	105,310円	10,531円	31,593円	105,310円
要介護1	167,650円	16,765円	50,295円	167,650円
要介護2	197,050円	19,705円	59,115円	197,050円
要介護3	270,480円	27,048円	81,144円	270,480円
要介護4	309,380円	30,938円	92,814円	309,380円
要介護5	362,170円	36,217円	108,651円	362,170円

※この表は、あくまでも目安です。

※1単位あたりの単価はサービスの種類及び事業所の所在地によって異なります。表の支給限度額は、1単位=10円で算出しています。

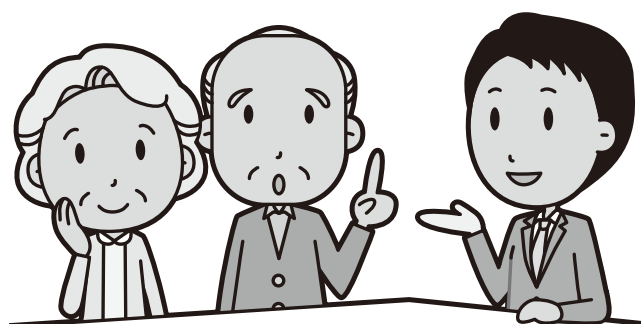
※利用者負担額は支給限度額をもとに算定しています。利用の状況に応じて金額は変更になります。

※1か月に利用できる支給限度額内で、必要な在宅サービスを組み合わせて利用できます。

境界層該当措置について

介護保険のサービス費用の負担額や保険料を支払うと生活保護を必要としますが、それより低い所得段階のサービス費用の負担額や保険料であれば生活保護を必要としなくなる場合に、より低い基準を適用する制度です。

福祉事務所に生活保護の申請をして却下になったとき、あるいは生活保護が廃止になったときに、福祉事務所から「境界層該当証明書」の交付を受けて長寿・介護保険課に申請してください。生活保護を必要としない段階になるまで次の順で適用します。



措置の内容

1. 徴収権消滅分保険料があっても給付額の減額を行わない。
2. 介護保険施設サービス等の居住費・滞在費の負担限度額をより低い段階とする。
3. 介護保険施設サービス等の食費の負担限度額をより低い段階とする。
4. 高額介護サービス費を算出する際の負担上限額の段階を下げる。
5. 介護保険料の所得段階をより低い段階にして負担額を軽減する。

6 第8期介護保険事業運営期間の介護保険料

①第1号被保険者の保険料

第8期介護保険事業運営期間の介護保険給付費等見込額に見合った介護保険料の基準額は年額で70,800円(第7期67,300円)、月額で5,902円(第7期5,610円)となり、第7期保険料と比較して基準額(月額)で約5.2%増となりました。計算方法は次のようになります。

(介護保険給付費+地域支援事業費) 見込み額 × 第1号被保険者の負担割合 + 調整交付金 5%相当額との差額 - 介護給付費準備基金取り崩し額 + 介護保険料の軽減に係る経費	1,058億4,783万円 × 23% + 19億3,226万円 - 24億5,025万円 + 1,483万円 ※金額は、第8期(令和3年度~令和5年度) 3年間の計画見込み額総額です。
÷	÷
予定保険料収納率	98.00%
÷	÷
保険料の負担割合で補正した 第1号被保険者数	343,508人 ※人数は、第8期(令和3年度~令和5年度) 補正後被保険者数の各年度別見込み 人数の総和です。(注)
÷	÷
第1号被保険者の保険料基準年額	70,800円

(注) 補正後被保険者数とは、被保険者人数の第1段階を0.5人、第2段階を0.7人、第3段階を0.75人、第4段階を0.9人、第5段階を1.0人、第6段階を1.15人、第7段階を1.2人、第8段階を1.25人、第9段階を1.5人、第10段階を1.55人、第11段階を1.75人、第12段階を1.85人、第13段階を2.1人、第14段階を2.3人、第15段階を2.5人として算出し直したものです。

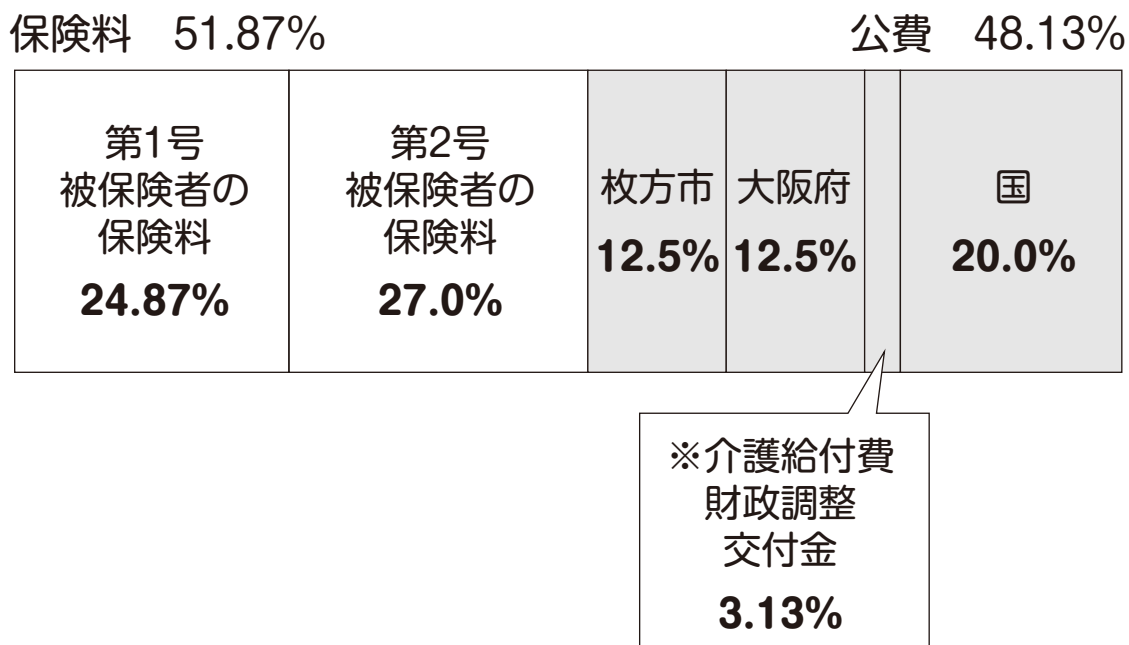
これは、保険料が第5段階を基準(1.0)として第1段階を0.5、第2段階を0.7、第3段階を0.75、第4段階を0.9、第6段階を1.15、第7段階を1.2、第8段階を1.25、第9段階を1.5、第10段階を1.55、第11段階を1.75、第12段階を1.85、第13段階を2.1、第14段階を2.3、第15段階を2.5の割合で設定していることによる調整です。

②介護保険給付費の財源について

第8期介護保険事業運営期間の第1号保険料負担割合は、23%です。また、国から交付される介護給付費財政調整交付金の交付率は、全国平均で5%となっていますが、枚方市の場合、全国平均と比べ後期高齢者の割合が低く、所得水準が高いことから、第7期介護保険事業運営期間の実績及び交付基準の見直しを踏まえて3.13%（第8期の平均見込）と算定しました。したがって、

第1号保険料負担割合は、 $23\% + (5\% - 3.13\%) = 24.87\%$ となります。

【保険給付費の財源構成（枚方市の場合）】



※介護給付費財政調整交付金とは

調整交付金は、国が市町村間の介護保険料基準額の格差を調整するために設けている交付金です。調整の対象となる項目は以下のようになっています。

- (1) 要介護発生率の高い後期高齢者（75歳以上）の加入割合
- (2) 高齢者（第1号被保険者）の所得の分布状況
- (3) 災害時の保険料減免などの特殊事情など

調整交付金の総額は、全市町村の介護保険費用の5%に相当する額ですが、後期高齢者（75歳以上）比率等を考慮し、市町村間の格差を調整して交付されるため、5%を超えて交付される市町村と、5%を下まわる市町村とがあります。

7 介護保険で利用できるサービス

居宅サービス

※介護サービスと予防サービスがあります。

訪問を受けて利用する

- 訪問介護（ホームヘルプ）注*
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

在宅での暮らしを支える

- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具購入費支給
- 住宅改修費支給

短期間入所する

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

通所して利用する

- 通所介護（デイサービス）注*
- 通所リハビリテーション（デイケア）

特定施設において介護サービスを受ける

- 特定施設入居者生活介護



注*は介護サービスのみ。
要支援1・2の方は
枚方市が実施する介護予防・日常生活支援総合
事業の一部として
訪問型サービス
通所型サービスの利用となります。

施設サービス

※要支援1・2の人は利用できません。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）←原則要介護3以上の人
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（療養病床など）
- 介護医療院

地域密着型サービス

※枚方市の被保険者しか利用できません。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ←原則要介護3以上の人
（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 看護小規模多機能型居宅介護

※介護保険で利用できるサービスについての詳細は長寿・介護保険課でお配りしている
「わたしのまちの介護保険」をご覧ください。